

○国際会議場の管理区域境界図

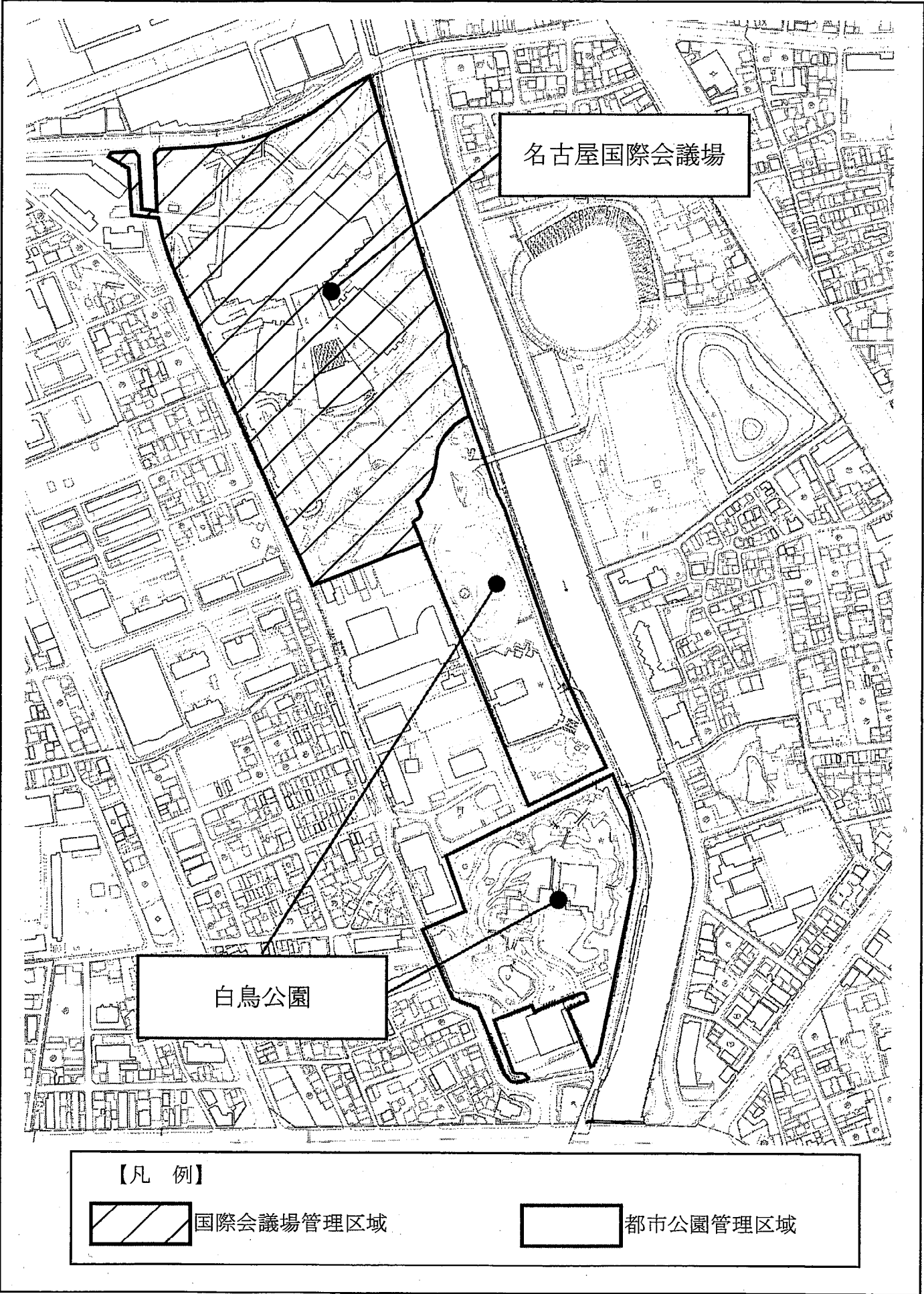
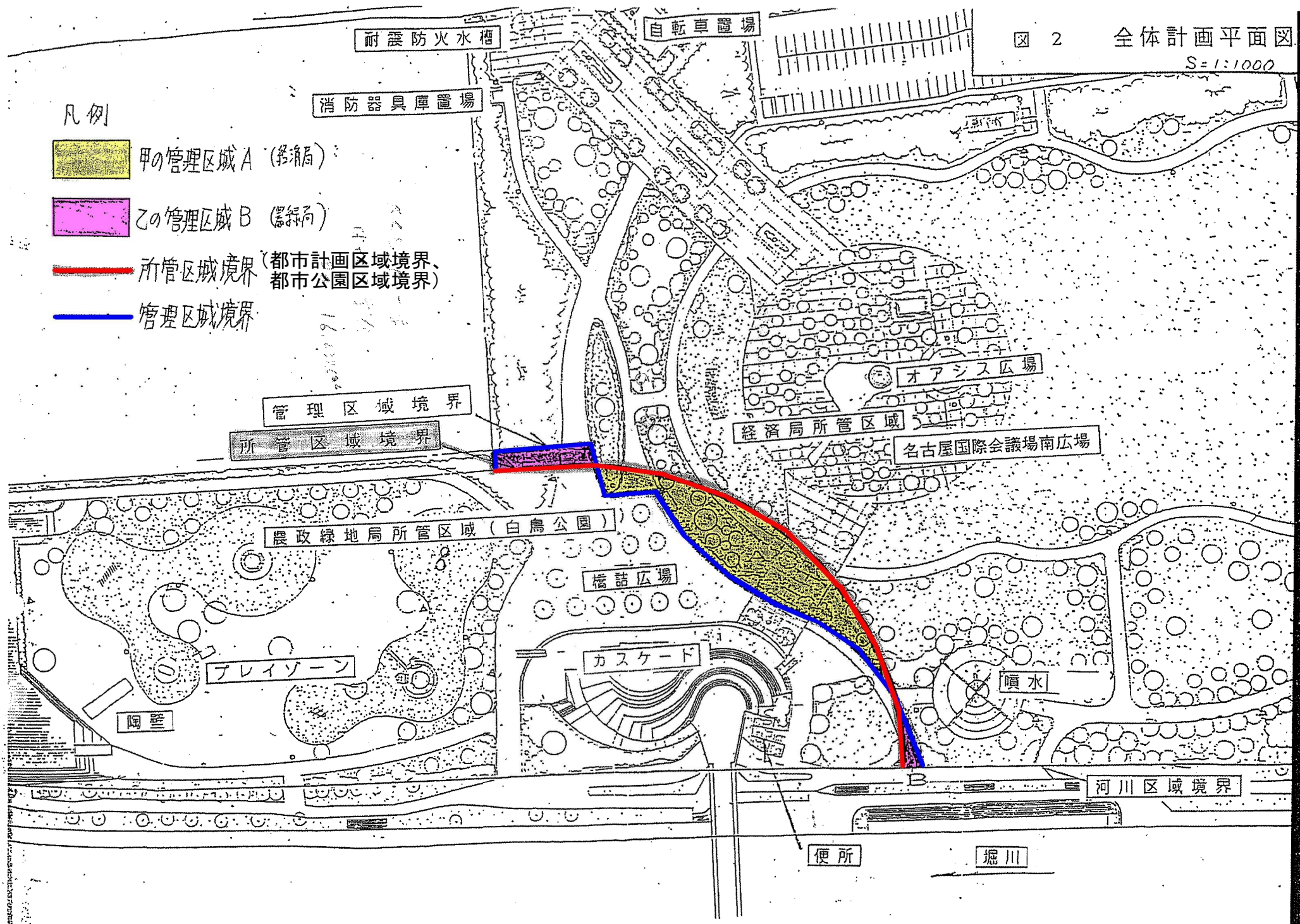


図 2 全体計画平面図

S=1:1000

凡例

- 甲の管理区域 A (経済局)
- 乙の管理区域 B (経済局)
- 所管区域境界 (都市計画区域境界、都市公園区域境界)
- 管理区域境界



⑨ 白鳥公園と名古屋国際会議場南広場の管理に関する覚書

経済局（以下「甲」という。）と農政緑地局（以下「乙」という。）との間で白鳥公園と名古屋国際会議場南広場の管理に関し、次のとおり覚書を締結する。

（所管区域）

第1条 甲及び乙の所管区域の境界は、別図1のとおりである。

（管理区域）

第2条 前条の規定にかかわらず、甲及び乙の管理区域の境界は、別図2のとおりとし、所管区域の境界と管理区域の境界に挟まれた区域のうちA区域は甲が、B区域は乙が管理する。

（管理）

第3条 A及びB区域における甲及び乙の管理は、施設の維持及び修繕とする。

2 甲及び乙は、それぞれの管理区域の管理が適切に行われるよう相互に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 前条の管理に要する費用は、それぞれ管理するものが負担する。

（工事施行の協議）

第5条 甲及び乙は、A及びB区域において管理に伴い工事を行うときは、それぞれ甲又は乙に協議するものとする。

（損害賠償）

第6条 甲及び乙は、第3条の管理により第三者に損害を与えたときは、それぞれ管理するものがその損害を賠償する。

（疑義の決定等）

第7条 この覚書に定めのない事項、疑義又は覚書の変更の必要が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

（覚書の効力）

第8条 この覚書の効力は、覚書締結の日から生じ、第3条に定める管理の必要が無くなったときにその効力を失うものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成3年4月1日

⑩ 白鳥公園と名古屋国際会議場南広場の管理に関する確認書

白鳥公園（以下「公園」という。）と名古屋国際会議場南広場（以下「南広場」という。）の管理に関する覚書（以下「覚書」という。）の管理内容が、相互の施設の維持及び修繕（以下「維持管理」という。）であることに鑑み、経済局（以下「甲」という。）と農政緑地局（以下「乙」という。）とは覚書の解釈について、下記のとおり確認する。

記

- 1 覚書第1条に規定する「所管区域の境界」とは、甲及び乙が管理する行政財産である南広場及び公園が接する土地の筆界をいう。
- 2 覚書第3条及び覚書第4条に規定する「管理」及び「費用負担」とは、それぞれ甲の南広場及び乙の公園の施設の維持管理及びそれに要する費用の負担をいう。
- 3 甲及び乙は、覚書第3条第2項の規定及び覚書の主旨に従い、それぞれの施設が一体として整然としたものであるように、相互調整及び連絡のうえ、維持管理に努めるものとする。
- 4 覚書第7条に規定する「疑義の決定等」とは、前項により難しい事項、突発的な事項及び甲又は乙の施設の改造若しくは新設にともなう事項その他これらに類する事項をいう。
- 5 前項の規定に従い疑義の決定等を行う必要が生じたときは、その都度協議を要する者が相手方に協議し、その協議について誠実に対処するものとする。
- 6 甲の南広場及び乙の公園の使用は、それぞれ甲乙が法令に基づく許可を行うものとする。ただし、甲の南広場と乙の公園を一体として利用させる場合は、甲又は乙はそれぞれ相手方と事前調整し、法令に基づく許可を行うものとする。

平成3年4月1日

甲 経済局長 登内洋人 ㊟

乙 農政緑地局長 大山邦雄 ㊟